

1 予防専門型訪問サービスサービスコード表

予防専門型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者が使用します。

2024年6月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 予防専門型 訪問サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(1週に1回程度)	1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12	ロ 予防専門型 訪問サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(1週に2回程度)	2,349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13	ハ 予防専門型 訪問サービス費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(1週に2回を超える程度)	3,727単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			123単位	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実 施減算	事業対象者・要支援1・要支援2(1週に1回程度)	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援1・要支援2(1週に2回程度)	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		事業対象者・要支援1・要支援2(1週に2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用 者等にサービスを行 う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が [※] 100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算			200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算(1月に1回を限度)		50単位加算	50	1回につき	

A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 所定単位数の221/1000 加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 所定単位数の208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 所定単位数の200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 所定単位数の187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 所定単位数の184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 所定単位数の163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 所定単位数の163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 所定単位数の158/1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 所定単位数の142/1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(十) 所定単位数の139/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11			(十一) 所定単位数の121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12			(十二) 所定単位数の118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13			(十三) 所定単位数の100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14			(十四) 所定単位数の76/1000 加算			

※同一建物減算及び介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能です。

1 予防専門型訪問サービスサービスコード表（共生型）

指定居宅介護事業所において基礎研修課程修了者等が共生型予防専門型訪問サービスを行う場合、使用します。（70/100）

2024年6月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 予防専門型 訪問サービス費（Ⅰ） （共生型サービス 居宅介護1）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（1週に1回程 度）	共生型による減算 × 70%	823単位	823	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割				27単位	27	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス／212	ロ 予防専門型 訪問サービス費（Ⅱ） （共生型サービス 居宅介護1）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（1週に2回程 度）	共生型による減算 × 70%	1644単位	1,644	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割				54単位	54	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス／213	ハ 予防専門型 訪問サービス費（Ⅲ） （共生型サービス 居宅介護1）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（1週に2回を 超える程度）	共生型による減算 × 70%	2609単位	2,609	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割				86単位	86	1日につき	
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未 実施減算	事業対象者・要支援1・要支援2（1週に1回程度）		8単位減算	-8	1月につき	
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		事業対象者・要支援1・要支援2（1週に2回程度）		16単位減算	-16	1月につき	
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213		事業対象者・要支援1・要支援2（1週に2回を超える程度）		26単位減算	-26	1月につき	
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用 者等にサービスを行 う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ニ 初回加算				200単位加算	200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ホ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2			(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200		
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ヘ 口腔連携強化加算（1月に1回を限度）			50単位加算	50	1回につき	

A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(十) 所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11			(十一) 所定単位数の121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12			(十二) 所定単位数の118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13			(十三) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14			(十四) 所定単位数の76/1000 加算		

※同一建物減算及び介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能です。

1 予防専門型訪問サービスサービスコード表（共生型）

指定居宅介護事業所において重度訪問介護研修修了者が共生型予防専門型訪問サービスを行う場合、使用します。(93/100)

2024年6月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A2	1131	訪問型独自サービス／311	イ 予防専門型 訪問サービス費（Ⅰ） （共生型サービス 居宅介護2）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（1週に1回程度）	共生型による減算 × 93%	1094単位	1,094	1月につき	
A2	2131	訪問型独自サービス／311日割				36単位	36	1日につき	
A2	1231	訪問型独自サービス／312	ロ 予防専門型 訪問サービス費（Ⅱ） （共生型サービス 居宅介護2）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（1週に2回程度）	共生型による減算 × 93%	2185単位	2,185	1月につき	
A2	2231	訪問型独自サービス／312日割				72単位	72	1日につき	
A2	1341	訪問型独自サービス／313	ハ 予防専門型 訪問サービス費（Ⅲ） （共生型サービス 居宅介護2）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（1週に2回を 超える程度）	共生型による減算 × 93%	3466単位	3,466	1月につき	
A2	2341	訪問型独自サービス／313日割				114単位	114	1日につき	
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／311	高齢者虐待防止措置未 実施減算	事業対象者・要支援1・要支援2（1週に1回程度）		11単位減算	-11	1月につき	
A2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／311日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／312		事業対象者・要支援1・要支援2（1週に2回程度）		22単位減算	-22	1月につき	
A2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／312日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／313		事業対象者・要支援1・要支援2（1週に2回を超える程度）		35単位減算	-35	1月につき	
A2	C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／313日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用 者等にサービスを行 う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算				
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算／3	ニ 初回加算				200単位加算	200	1月につき
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	ホ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100		
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3			(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200		
A2	6122	訪問型独自口腔連携強化加算／3	ヘ 口腔連携強化加算（1月に1回を限度）			50単位加算	50	1回につき	

A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(十) 所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11			(十一) 所定単位数の121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12			(十二) 所定単位数の118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13			(十三) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14			(十四) 所定単位数の76/1000 加算		

※同一建物減算及び介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能です。

1 予防専門型訪問サービスサービスコード表（共生型）

指定居宅介護事業所において基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者以外の者が共生型予防専門型訪問サービスを行う場合、使用します。（100/100）

2024年6月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A2	1141	訪問型独自サービス／411	イ 予防専門型 訪問サービス費（Ⅰ） （共生型サービス 居宅介護3）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（1週に1回程 度）	共生型による減算 なし	1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2141	訪問型独自サービス／411日割				39単位	39	1日につき	
A2	1241	訪問型独自サービス／412	ロ 予防専門型 訪問サービス費（Ⅱ） （共生型サービス 居宅介護3）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（1週に2回程 度）	共生型による減算 なし	2,349単位	2,349	1月につき	
A2	2241	訪問型独自サービス／412日割				77単位	77	1日につき	
A2	1351	訪問型独自サービス／413	ハ 予防専門型 訪問サービス費（Ⅲ） （共生型サービス 居宅介護3）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（1週に2回を 超える程度）	共生型による減算 なし	3,727単位	3,727	1月につき	
A2	2351	訪問型独自サービス／413日割				123単位	123	1日につき	
A2	C241	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／411	高齢者虐待防止措置未 実施減算	事業対象者・要支援1・要支援2（1週に1回程度）		12単位減算	-12	1月につき	
A2	C250	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／411日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	C242	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／412		事業対象者・要支援1・要支援2（1週に2回程度）		23単位減算	-23	1月につき	
A2	C243	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／412日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	C244	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／413		事業対象者・要支援1・要支援2（1週に2回を超える程度）		37単位減算	-37	1月につき	
A2	C245	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／413日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用 者等にサービスを行 う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	4031	訪問型独自サービス初回加算／4	ニ 初回加算				200単位加算	200	
A2	4033	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／4	ホ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100	1月につき	
A2	4032	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4			(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位加算		200
A2	6132	訪問型独自口腔連携強化加算／4	ヘ 口腔連携強化加算（1月に1回を限度）			50単位加算	50	1回につき	

A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(十) 所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11			(十一) 所定単位数の121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12			(十二) 所定単位数の118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13			(十三) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14			(十四) 所定単位数の76/1000 加算		

※同一建物減算及び介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能です。

1 予防専門型訪問サービスサービスコード表（共生型）

指定重度訪問介護事業所が共生型予防専門型訪問サービスを行う場合、使用します。（93/100）

2024年6月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A2	1151	訪問型独自サービス／511	イ 予防専門型 訪問サービス費（Ⅰ） （共生型サービス 重度訪問介護）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（1週に1回程 度）	共生型による減算 × 93%	1094単位	1,094	1月につき	
A2	2151	訪問型独自サービス／511日割				36単位	36	1日につき	
A2	1251	訪問型独自サービス／512	ロ 予防専門型 訪問サービス費（Ⅱ） （共生型サービス 重度訪問介護）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（1週に2回程 度）	共生型による減算 × 93%	2185単位	2,185	1月につき	
A2	2251	訪問型独自サービス／512日割				72単位	72	1日につき	
A2	1361	訪問型独自サービス／513	ハ 予防専門型 訪問サービス費（Ⅲ） （共生型サービス 重度訪問介護）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（1週に2回を 超える程度）	共生型による減算 × 93%	3466単位	3,466	1月につき	
A2	2361	訪問型独自サービス／513日割				114単位	114	1日につき	
A2	C251	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／511	高齢者虐待防止措置未 実施減算	事業対象者・要支援1・要支援2（1週に1回程度）		11単位減算	-11	1月につき	
A2	C260	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／511日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	C252	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／512		事業対象者・要支援1・要支援2（1週に2回程度）		22単位減算	-22	1月につき	
A2	C253	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／512日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	C254	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／513		事業対象者・要支援1・要支援2（1週に2回を超える程度）		35単位減算	-35	1月につき	
A2	C255	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／513日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用 者等にサービスを行 う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	4041	訪問型独自サービス初回加算／5	ニ 初回加算				200単位加算	200	1月につき
A2	4043	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／5	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100単位加算	100		
A2	4042	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／5		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位加算	200		
A2	6142	訪問型独自口腔連携強化加算／5	ヘ 口腔連携強化加算（1月に1回を限度）			50単位加算	50	1回につき	

A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(十) 所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11			(十一) 所定単位数の121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12			(十二) 所定単位数の118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13			(十三) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14			(十四) 所定単位数の76/1000 加算		

※同一建物減算及び介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能です。